

2024 被扶養者資格継続調査（検認）Q & A

NO		質問内容	ご回答
1	主旨	本調査は何のために行うのですか？	被扶養者として認定された方が、その後も引き続き適正な資格があるかどうかを確認するために、法律（健康保険法施行規則）および厚生労働省通知に基づき毎年実施しているものです。
2	調査対象者	調査対象者がいないのに、調査の連絡（メール）が届きました。提出する必要はありますか？	データ処理にかかる時間の都合上、既に手続きをされている方にも連絡（メール）が届く場合がございます。申し訳ございませんが、健康保険組合までご連絡ください。 (☎03-3978-2083 ☎070-7079-2595 岡田)
3	収入	収入とはどのような収入ですか？（全般）	すべての収入です。給与・交通費・手当・事業収入の他、各種年金、利子・配当、不動産収入、雇用保険給付金、健康保険給付金などすべてを含みます。 ※健康保険上の収入は、税法上の収入と異なります。
4	収入	収入とはどのような収入ですか？（給与のある方）	課税・非課税問わず、税金や保険料等が控除される前の「総支給額」です。 「差引支給額」ではありません。
5	収入	収入とはどのような収入ですか？（年金のある方）	『年金振込通知書』や『年金額改定通知書』税金や介護保険料等が控除される前の「年金支払額」です。（控除後の振込金額ではありません。） 『年金振込通知書』には、2か月分が記載。『年金額改定通知書』には「年額」が記載。 遺族年金（または障害年金）、個人年金も収入となりますので、年間の総収入額に含まれます。
6	収入	仕事を始めたばかりですが、月収15万円です。初年度は130万円を超えていませんが、扶養のままで良いのでしょうか？	扶養から外れることとなります。 年収130万円を12カ月で割るひと月あたり108,333円となります。108,334円以上の月収の場合、扶養から外れることとなります。1月～12月の年間収入が130万円以上になるか否かにかかわらず、収入を得始めた時点や、毎月の収入が108,334円以上になった時点で、扶養から外れることとなります。 (60歳以上、障害者の方は、ひと月あたり15万円未満)
7	収入	勤務先が複数ありますが、どれを提出すれば良いのでしょうか？	すべて（各勤務先）の勤務先の直近3か月（令和6年4月～令和6年6月or令和6年5月～7月）分の『給与明細書（給与・賞与）』をご提出ください。
8	年金振込通知書	提出書類に『年金振込通知書』がありません。『年金振込通知書』の入手方法は？	令和6年度からマイナンバーを活用した情報照会が可能となり、『年金額改定通知書』または『年金振込通知書』のご提出は不要となりました。 （何らかの事情で情報照会ができなかった方は上記書類のご提出をお願いすることがあります） ご提出いただいた書類で判断ができなかった場合、システムメールから追加書類提出依頼を発信させていただきますので、書類入手のうえご提出（アップロード）くださいますようお願いいたします。
9	年金振込通知書	年金の振込通知書を紛失しました。「年金証書」や「年金の源泉徴収票」でも良いのでしょうか？	令和6年度からマイナンバーを活用した情報照会が可能となり、『年金額改定通知書』または『年金振込通知書』のご提出は不要となりました。 （何らかの事情で情報照会ができなかった方は上記書類のご提出をお願いすることがあります） ご提出いただいた書類で判断ができなかった場合、システムメールから追加書類提出依頼を発信させていただきますので、書類入手のうえご提出（アップロード）くださいますようお願いいたします。
10	退職	被保険者本人が近日中に退職をします。提出する必要はありますか？	8月31日以前の退職予定の方は提出不要です。9月1日以降に退職予定の方はご提出ください。
11	所得証明書	提出書類に『所得証明書』『課税証明書』がありません。『所得証明書』『課税証明書』の入手方法は？	令和6年度からマイナンバーを活用した情報照会が可能となり、『所得証明書（非課税証明書）』のご提出は不要となりました。 （何らかの事情で情報照会ができなかった方は上記書類のご提出をお願いすることがあります） ご提出いただいた書類で判断ができなかった場合、システムメールから追加書類提出依頼を発信させていただきますので、書類入手のうえご提出（アップロード）くださいますようお願いいたします。
12	所得証明書	調査対象者は働いておらず、無職無収入ですが、『所得証明書』の提出書類は必要でしょうか？	令和6年度からマイナンバーを活用した情報照会が可能となり、『所得証明書（非課税証明書）』 （何らかの事情で情報照会ができなかった方は上記書類のご提出をお願いすることがあります） ご提出いただいた書類で判断ができなかった場合、システムメールから追加書類提出依頼を発信させていただきますので、書類入手のうえご提出（アップロード）くださいますようお願いいたします。
13	所得証明書	学生ですが、アルバイト収入があります。学生でも提出書類は必要でしょうか？	直近3か月分（令和6年4月～令和6年6月or令和6年5月～7月）分の『給与明細書（給与・賞与）』をご提出ください。 学生であっても収入要件は108,334円以上の月収の場合、扶養から外れることとなります。 (障害者の方等は、ひと月あたり15万円未満が基準)

2024 被扶養者資格継続調査（検認）Q & A

NO		質問内容	ご回答
14	所得証明書	健保組合から『所得証明書』の提出をお願いされました。令和6年1月2日以降に日本に入国したため、所得証明書が取得できません。どうしたら良いのでしょうか？	【連絡欄】にその旨と、入国日をご記入ください。
15	所得証明書	健保組合から『所得証明書』（『給与明細書（給与・賞与）』）の提出をお願いされました。現在は無職無収入ですが、去年は働いていたために、所得証明書に収入が載ってきています。どうしたら良いのでしょうか？	【連絡欄】にその旨と退職日等をご記入ください。 (例：正社員として勤務、令和5年11月30日退職。現在は無職無収入。)
16	手数料	証明書発行にともなう手数料はどうなりますか？	申し訳ございません。手数料等はご自身でご負担願います。
17	送金証明	『送金証明』とは何ですか？どこで取得できますか？	『送金証明』とは、「送金の事実が確認できるもの」です。具体的には振込通知書、通帳の振込人・振込先の記載面等です。 令和6年1月～令和6年6月の連続6か月分の送金証明（誰から誰へ、いつ、いくら支払ったかが明記されているもの）をご提出ください。 インターネットで送金している場合は、誰から誰へ、いつ、いくら支払ったかが明記されている画面をコピーをし、ご提出ください。 手渡しによるものは認められません。 ※「誰から誰へ」・「日付」・「金額」がわかるもの
18	住民票	提出書類に『住民票』がありません。『住民票』の入手方法は？	令和6年度からマイナンバーを活用した情報照会が可能となり、『住民票』のご提出は不要となりました。 (何らかの事情で情報照会ができなかった方は上記書類のご提出をお願いすることがあります) ご提出いただいた書類で判断ができなかった場合、システムメールから追加書類提出依頼を発信させていただきますので、書類入手のうえご提出(アップロード)くださいますようお願いいたします。
19	提出書類	予備校生ですが、証明書は必要ですか？	予備校生の場合も「学生証・在学証明書」を提出ください。 証明証が提出できない場合はその旨を【連絡欄】にご記入ください。 例) 次年度受験の為、自宅にて勉強中等

被扶養者の認定基準

生計維持関係が必須条件

主として被保険者の収入によって生活している

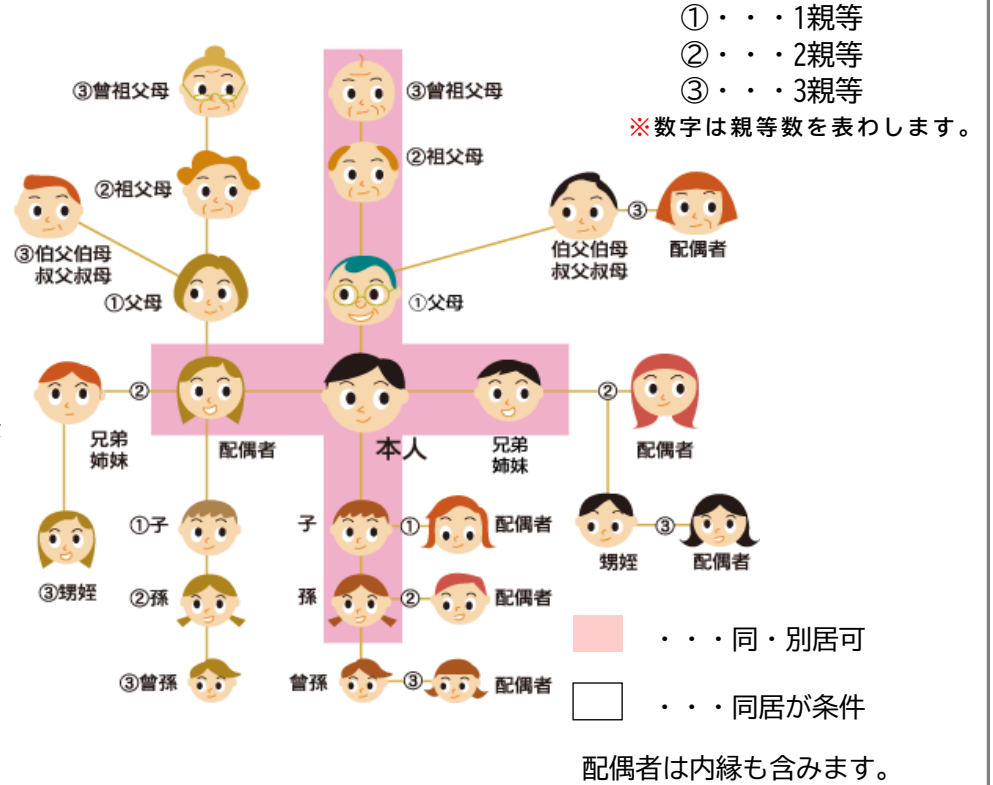
『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人からみて3親等内の親族であり（民法上の親族と同一ではありません）、**主として被保険者の収入で生計維持されていることが必要**です。さらに同一世帯※が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅などで同居していても、家計は別の場合は、同一世帯とは認められません。

被扶養者が別居している場合

被保険者は別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。**（会社都合の単身赴任は除く）**



収入基本基準

①収入要件

被扶養者の年齢など	日額（雇用保険の給付など）	月額（給与・年金など）
60歳未満の場合	3,612円未満	108,334円未満
60歳以上の場合	5,000円未満	150,000円未満
障害年金受給の場合	5,000円未満	150,000円未満

収入は課税収入（給与、賞与、老齢年金、個人年金など）および非課税収入（障害年金、傷病手当金、遺族補償、非課税交通費など）問わず、原則すべて収入に含みます。複数の収入がある場合は合算して判断します。

②被保険者との世帯関係・収入・送金（仕送り）

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の <b>年収の1/2未満</b> であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者の <b>年収の1/2未満</b> であること かつ被扶養者の年収が被保険者からの <b>送金額未満</b> であること

個人事業主 自営業者 フリーランス

経済的に自立した存在であり、事業を行っていることから、収入額の多少にかかわらず、原則として被扶養者の認定ができません。

共同扶養とは？

夫婦共働き等、同一世帯に、あなた以外に健康保険の「被保険者」が複数いる場合、主たる生計を維持しているもの（収入が多い者）の被扶養者とする事となっています。

※共同扶養者（優先扶養義務者）

被保険者と被扶養者の続柄	共同扶養者（優先扶養義務者）
子	被保険者の <b>配偶者*</b>
父・母	被保険者の <b>配偶者・兄弟姉妹</b>
兄弟姉妹	被保険者の <b>父母・その他兄弟姉妹</b>
祖父母	被保険者の <b>祖父母・父母・兄弟姉妹</b>
義父母 義兄弟姉妹	被保険者の <b>配偶者・義父母 配偶者の兄弟姉妹</b>
孫	孫の <b>父母・被保険者の配偶者</b>

共同で扶養している場合  
被扶養者に被保険者以外の**共同扶養者（優先扶養義務者）\***がいる場合には、共同扶養者の収入額・同居別居・扶養の実態等を総合的に判断します。  
\*夫婦に収入があり、子ども等を共同で扶養している場合（夫婦共同扶養）

●被扶養者となる方の人数にかかわらず、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方の被扶養者とする事になります。

●夫婦双方の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間を見込んだもの）の差額が1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する方の被扶養者とする事になります。

（R03.04.30通知保保発0430第2号・保国発第1号）  
詳しくは健康保険組合までお問い合わせください。

\*例えば、被扶養者ではない配偶者がいる場合、その配偶者の収入がご自分（被保険者）の収入よりも多い場合は、その配偶者の加入先の健康保険に子どもの扶養異動（増）をし、その配偶者の加入先の健康保険の認定日と同日で、当健康保険組合に、ご自分の子どもの扶養異動（減）の届出をお願いいたします。

**【重要】 事前に配偶者の加入先の健保組合等へ加入手続きについて確認をお願いいたします。**



2024 被扶養者資格継続調査（検認）Q & A

NO	質問内容	ご回答
20	<p>扶養者の収入確認 【共同扶養】 被扶養者以外の同居家族の収入確認をなぜ行うのですか？</p>	<p>お子さま等を扶養するには、主としてその方の収入で生活していることが扶養の要件となっております。 現在の状況が、この要件にあてはまっているかどうかの確認をさせていただきますために行います。</p>
21	<p>扶養者の収入確認 被扶養者でない配偶者は同じタムラ製作所健康保険組合の被保険者でも提出は必要ですか？</p>	<p>提出をお願いいたします。 タムラ製作所健康保険組合では年間収入について確認することができないため、『令和5年分 給与所得の源泉徴収票』等のご提出をお願いいたします。 利子収入や株式配当収入、不動産収入等が複数ある場合にはその「所得証明」もお願いいたします。</p>
22	<p>被扶養者でない配偶者の収入確認 調査票の作成《共同扶養》の有無がわかりません</p>	<p>同一世帯の住民票上に、あなた以外に健康保険の「被保険者」で収入のある方がいる場合は、【共同扶養】◎有 を選択し、その方の氏名等を入力の上、源泉徴収票をアップロードしてください。</p> <p>例1) 私（妻（夫））が子どもを扶養していて、夫（妻）は他健保に加入している場合（夫婦共働き）の場合 共同扶養=有 保険種別=他健保 ・必要書類は夫（妻）の『令和5年分 給与所得の源泉徴収票』</p> <p>例2) 私（夫）が子どもを扶養していて、妻は当健保（タムラ製作所健保）に加入している場合（夫婦共働き）の場合 共同扶養=有 保険種別=当健保 共同扶養者=妻の記号 共同扶養者=妻の番号 ・必要書類は妻の『令和5年分 給与所得の源泉徴収票』</p>
	<p>被保険者とは？</p>	<p>健康保険に加入している本人のことで、病気やけがなどをしたときなどに必要な給付を受けることができる人</p>
	<p>被扶養者とは？</p>	<p>健康保険では、被保険者だけでなく、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「被扶養者」といいます。</p>
	<p>資格喪失とは？</p>	<p>当健保組合（タムラ製作所健康保険組合）の資格を喪失すること 資格喪失（資格を喪失）した場合、異動届にて手続きが必要となります。 また、資格喪失日（資格を喪失した日）から当健保の保険証は使えませんのでご注意ください。</p>